

調達要求番号：4NN31A24107

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
高所作業車賃貸借	9	
	作成	令和6年4月16日
	変更	
	作成部隊等名	船岡駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊船岡駐屯地において実施する「高所作業車賃貸借」について規定する。

2 役務概要

2.1 役務場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1 陸上自衛隊船岡駐屯地

2.2 役務内容

2.2.1 賃貸借期間

令和6年5月20日（月）から令和6年5月31日（金）までの間

借受時間 借受日の08:30まで

返却時間 返却日の16:00以降

2.2.2 賃貸機器

表1によるものとする。

表1-賃貸機器

品名	規格	数量	単位
高所作業車	・トラック式 バケット型 ・最大作業高17m	1	台

3 品質保証

3.1 監督・検査

3.1.1 引渡検査

借受及び返却時には、官側担当者立会いで車両引渡点検を行うものとする。

3.1.1.1 借受時、機材の使用説明を行うものとする。

3.1.1.2 請負者は、安全な物件を貸与するものとし、万一不良品の時は交換又は修理を請負者の負担において実施する。

3.1.2 提出書類

提出書類の内容は次による。

- 3.1.2.1 納品書
- 3.1.2.2 受領書
- 3.1.2.3 その他官側の指示するもの

4 その他の指示

4.1 保全

本契約の履行にあたり、知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の許可無く行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.2 補償

- 4.2.1 賃貸借物品が故障及び破損した場合の修理に関する費用は、請負者で負担するものとし、その保険料については、賃貸借料に含まれているものとする。
また、修理期間中の賃貸借料は無償とする。
- 4.2.2 賃貸借物品に万一保険料を超える故障及び破損があった場合、請負者と官側で協議するものとする。

4.3 その他

- 4.3.1 賃貸借料には、搬入・搬出の費用を含むものとする。
- 4.3.2 賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとする。
- 4.3.3 燃料については、満タンの状態で官側に引渡すものとし、返却時は官側で給油し請負者に返納するものとする。
- 4.3.4 軽微な変更については契約額の増額は行わないものとする。

4.4 仕様書等に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ申し出て指示を受けるものとする。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。